

令和5年12月11日

厚沢部町議会議長 鈴木祥司様

総務文教常任委員長 浜塚久好

総務文教常任委員会第2回所管事務調査報告
当委員会が行った所管事務調査事項について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 令和5年10月31日（1日間）
- 2 調査項目
 - 1) 町有林の管理状況について
 - 2) 公営塾の運営状況について
 - 3) 小学校再編の見通しについて
 - 4) 小中一貫教育に関する取り進めの状況について
- 3 調査委員
委員長 浜塚久好
副委員長 香川直樹
委員 佐々木宏
委員 上戸昌行
委員 小野寺孔

4 調査結果

1) 町有林の管理状況について

町有林の管理状況について過去5か年の計画・実績、樹種、販売価格等について資料説明を受け、現地調査を行った。

造林、下刈、除間伐、枝打事業については年度予算に基づいて計画立案のもと進めており、国の補助事業も活用している。収支実績は補助金と素材売払収入等により採算確保を図っている。

現地調査として令和3年度の植林した町有林を確認したが、その後の4年度及び5年度と下刈も実施しており概ね良好に管理されていることを確認した。

今後も行き届いた町有林の管理と森林整備を望むものであり、森林環境税の積極的な活用が必要と思われる。また、現状は町職員が専任配置されていないことから、町森林組合との連協協力により専門性を持った保育管理を引き続き行うことが必要と思われる。

2) 公営塾の運営状況について

公営塾は、都市部と同等な教育機会を実現し、学力の底上げと課題解決能力や論理的思考力といったこれからの時代に求められる能力を身に付け、予測困難な社会変化の中でも生き抜く、時代に対応した個人の資質を養成することを目的に設置され、開設して4年以上経過したが、学校教育とは別な形で町内の中学生・高校生の学力向上に寄与してきた。

令和5年10月現在、講師は4名、子育てアドバイザー1名の体制で運営しており、通塾者は中学生31名で、全体の40パーセント程度が利用しており、高校生は11名が通塾している状況である。

また、現地調査を実施し、公営塾は4月からの新しい施設への移転により、快適な環境で塾生が学習できるようになった。新しい公営塾の教室・自習室・休憩室等塾生及び講師にも配慮がなされた改修がなされていることを確認した。

今後においては、中学3年生の通塾状況が年々減少している傾向がみられることから、利用料金や予習を含めた学習内容の見直しなどを検討するとともに、中学校との連携がより学力向上につながることから、町担当の部署を町教委へ移行する検討もすべきである。

3) 小学校再編の見直しについて

町内の小中学校の再編については、平成28年2月に町教委が策定した「厚沢部町立学校適正配置計画」により、美和小学校の統廃合や町内3中学校の統合再編が行われてきたところである。その中長期計画によると完全複式校及び3学級以上を維持できない見込となる学校については、統合の必要性について検討するとなっており、令和6年度には「鶉小学校」

令和11年度には「館小学校」もこの計画基準を維持できないことが見込まれている。

そのことから「鶉小学校」については昨年度末から保護者等への説明会を実施し、令和6年度での統廃合については概ね了解を得ているとの説明ではあったが、最終的な鶉地区での地域説明会を早急に開催し、地域の理解を得た上で、統廃合に向けた対応を行うよう努めていただきたい。

また、「館小学校」については、地域住民への「学校の現状」を説明する機会を設けるなど、十分な理解を得ながら進めていくことが重要である。

4) 小中一貫教育に関する取り進めの状況について

小中一貫教育に関する国の答申・通知等の概要、当町における取組状況及び今後の課題について資料説明を受けた。

文部科学省では「小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」を小中一貫教育と定義しており、大きく「義務教育学校」「併設型小・中学校」「連携型小・中学校」の3類型を想定した通知がなされている状況である。

当町における小中一貫教育の取組みは、令和元年度から協議を進めてきたところであり、令和3年度には、小中一貫教育を導入するための基本的な考え方を整理した「厚沢部町小中一貫教育基本方針」を策定、令和4年度には、町内教職員で組織している「小中一貫教育推進プロジェクト会議」において、今後の当町の小中一貫教育の方向性について「義務教育学校」の設立が望ましいとの教育長への答申が行なわれている。その答申は、小中合同学校運営協議会においても協議確認を得ているものとなっている。

以上の協議を踏まえ、施設一体型の「義務教育学校」の設立を基本とした「厚沢部町立小中一貫教育推進基本方針（案）」を令和5年6月に町総合教育会議において審議確認し、同年8月には3地区での地域説明会を開催しているが、地区住民が理解しているかは疑問である。

今後は、施設一体型の「義務教育学校」の設立に向けた協議を対象となる世代の保護者を中心とした町民へ説明する機会を積極的に設けるなど、十分な理解を得ながら進めていくように努めていただきたい。

なお、「義務教育学校」建設に向けた財源の確保並びに建設場所について、早急に検討すべきである。